

再意見書

平成23年 3月3日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 104-0028
(とうきょうとちゅうおうく 2-5-9
ペレグリンセみこんだくたーかぶ)
住所 東京都中央区2-5-9
ペレグリンセミコンダクター(株)
(だいひょうとりしまりやく
まるこあきひこ)
氏名 代表取締役 円子昭彦
電話番号

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

この度の加入光ファイバに係る接続料の議論において、設備競争、サービス競争のいずれが重要かという議論になっていますが、それぞれの競争が両立する案を検討すべきと弊社は考えます。この問題は、究極的には設備保有事業者とサービス競争事業者の費用負担の在り方が議論の争点であると考えます。従って、1芯単位利用の事業者が、これまで以上の過度な負担を負わない方式で1回線単位の接続料設定を行う案を考えるべきです。

以上